

福祉用具等利用申請・許可書

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会 会長 殿

下記のとおり利用許可を申請します。

R 年 月 日

申請者氏名

記

利用者氏名	
住 所	太宰府市
電 話 番 号	
利 用 期 間	月 日 ~ 月 日 車いす <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (/ 6回)

※車いすは1ヵ月、その他は1週間となります。

利 用 品 名	
車 い す	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 介助式 台 No.
レクリエーション用具	品名
遊 具	品名
そ の 他	品名
備 考	

裏面注意事項について確認しました。

「レ」をつけてください。

上記申請について利用を許可します。

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

受付印

受付	職員	係長	課長

利用に際しての注意事項

(利用の期間)

- (1) 福祉用具 原則1ヶ月（ただし、6ヶ月まで延長することができる。）
- (2) それ以外 原則1週間以内

(利用の対象)

(1) 福祉用具

太宰府市内に居住し、日常動作を補助する用具等が必要な者。ただし、介護保険や障がい者福祉等の制度における貸与や給付を受けるまでの間、又は一時的に必要とする場合に限る

(2) それ以外

福祉団体、自治体、民間企業及び事業所等が実施する地域福祉活動。

(遵守事項)

- (1) 利用目的以外には利用しないこと
- (2) 申請した福祉用具等を安全かつ適正に利用し、転貸しないこと
- (3) 利用の期間以内に返却すること
- (4) 利用した福祉用具等を破損又は紛失したときは、速やかにその旨を本会の職員に報告し、その指示に従うこと

(利用中の事故責任)

本会は、福祉用具等の利用中において利用者の過失又は故意により生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の制限等)

次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しないものとし、若しくは許可の取り消し又は当該福祉用具等の返却を命じるものとする。

- (1) 利用の手続き又は返却に繰り返し遅延がある場合
- (2) 前号のほか、本要綱に違反があると会長が認める場合

※この注意事項は「社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会福祉用具等の利用に関する要綱」より抜粋しています。

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

〒818-0102 福岡県太宰府市白川2-10

電話092-923-3230 FAX092-923-0578